

西宮市耐震改修促進計画の概要

計画の概要

1 趣旨

本市では、平成 19 年度に策定した「西宮市耐震改修促進計画（計画期間：平成 20 年度～28 年度）」において、住宅と建築物の耐震化の目標と施策を定めて、耐震化対策を総合的に進めてきた。

南海トラフ地震等の発生切迫性が指摘されており、引き続き住宅と建築物の耐震化を計画的に進める必要があることから、計画を改定し、さらなる耐震化を目指す。

2 計画の位置づけ

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 6 条に基づく「市町村耐震改修促進計画」

3 計画期間

平成 29 年度～38 年度までの 10 年間

耐震化の目標

1 住宅の耐震化の目標

耐震化率の目標を 97%/H38 とするとともに、意識啓発活動に関する目標を新たに設定する。

(1) 耐震化率の目標

	現況 (H25)	目標 (H38)
住宅総数	232.8 千戸	232.1 千戸
耐震性なし	18.8 千戸	7.0 千戸
耐震化率	91.9%	97%

(2) 意識啓発活動の目標

耐震性のない住宅 18.8 千戸全てに対して「草の根意識啓発」を行う。

2 民間多数利用建築物の耐震化の目標

耐震化率の目標を 97%/H38 とする。

(1) 耐震化率の目標

	現況 (H26)	目標 (H38)
建築物総数	634 棟	849 棟
耐震性なし	113 棟	25 棟
耐震化率	82.2%	97%

※多数利用建築物
(用途)学校、体育館、病院、劇場、ホテル、旅館、
物販店、飲食店、福祉施設等
(規模)一部の用途を除き 3 階以上かつ 1,000 m²以上

3 公共建築物の目標

耐震化率の目標を分類 A 及び B の多数利用建築物で 100%/H38、公共建築物全体で 97%/H38 とする。

(1) 耐震化率の目標

			現況 (H27)	目標 (H38)	
多数利用建築物	A	災害時に最も重要な拠点となる施設	71.4%	100%	
	B	1	福祉施設・教育施設	95.0%	100%
		2	市民利用施設	100%	100%
		3	都市インフラを支える施設	70.6%	100%
公共建築物全体			86.7%	97%	

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 基本的な取組方針

建築物の耐震化の促進のためには、建築物の所有者等が地震防災対策を自らの問題として取り組むことが不可欠である。技術的・財政的支援を活用して、所有者等の取り組みを支援する観点から必要な施策を講じる。

2 住宅の耐震化施策

(1) 簡易耐震診断推進事業

- ・受診者を耐震改修工事等を実施する方向へ誘導するため、診断員によるフォローアップを推進
- ・バリアフリーリフォーム補助との連携

(2) 住宅耐震改修促進事業

- ・建替工事、防災ベッド設置など、補助事業の拡充
- ・申請手続きの時間短縮及び簡素化を検討

(3) 草の根意識啓発活動

- ・出前講座・相談会、ポスティング・個別訪問など、草の根意識啓発活動（＝住まい手に確かに伝わる働きかけ）を実施

- ・兵庫県の市町支援プログラムによる技術的・財政的支援を活用
- ・事業者との連携、自主防災組織、NPO 等との連携

(4) 普及啓発・環境整備等

- ・相談体制の整備
- ・兵庫県等が実施する支援事業の周知及び推進

住宅耐震改修工事利子補給事業
住宅改修業者登録制度
兵庫県住宅再建共済制度
ひょうご住まいサポートセンター

(3) 民間小規模多数利用建築物の耐震化への支援

- ・補助制度の創設を検討
- (4) 支援事業の周知及び推進

4 その他

(1) 地震時に通行を確保すべき道路沿道建築物の耐震化への支援

- ・「兵庫県地域防災計画に定める緊急輸送道路」沿道建築物の耐震化への支援を実施

(2) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

- ・応急危険度判定士の養成
- ・県との連絡体制の充実

(3) 地震時の建築物の総合的な安全対策等の実施

ブロック塀の安全対策
落下物の安全対策
エレベーターの安全対策
長周期地震動への対応

3 民間多数利用建築物の耐震化施策

(1) 民間大規模多数利用建築物の耐震化への支援

- ・耐震補強設計費への補助の実施
- ・耐震改修工事費への補助など、制度の拡充を検討

(2) 民間中規模多数利用建築物の耐震化への支援

- ・耐震診断費への補助の実施
- ・兵庫県の施策を注視しながら、必要に応じて制度の見直しを検討